

児童相談所による一時保護の現状と課題

3年 彦野有紀

1. はじめに
2. 一時保護所とは
3. 一時保護の現状
4. 一時保護所の課題
5. おわりに

1. はじめに

児童相談所は児童福祉法に基づき、子どもを保護者のもとから離し一時的に保護することができる。保護する際は保護者等の同意が得られない場合も存在する。そのような強い権限を行使することができる児童相談所は、時に親からは「児相に子供を拉致された」とバッシングの対象になる。一方で世間からは家庭内で児童虐待による死亡が起こった場合「児相の対応は正しかったのか？甘かったのではないか？」と問題視されることもある。

多くの場合突然保護されるため、子どもたちは親や学校の友人などに別れをいうこともなく、ある日突然施設に連れてこられ、私物を使えず外部との連絡を遮断された環境下で一定期間生活する必要がある。私はある一時保護所で夜間のアルバイトをしていて、そこで生活する子どもたちからよく聞くのは「家に帰りたい」という言葉と「大人は（自分たちのことを）なにもわかっていない」という旨の日記での感情の吐露である。もちろん肯定的な意見もある一方で、各方面からの否定的な視線が目立つ児童相談所及び一時保護所はどのような規則に従って子どもの安全を守るべく動いているのだろうか。

そこで、本稿では児童相談所による子どもの一時保護の現状について解説し、児童相談所に併設される一時保護所の現状と課題について検討する。

2. 一時保護所とは

一時保護所とは、児童相談所に併設される子どもを一時的に保護する施設である。令和4年時点で全国に150か所存在し、数は近年増加傾向にある。そもそも児童相談所とは、令

和4年時点で全国に229か所にある機関である。¹各都道府県に設置され、子どもや家庭に関する相談、調査、指導など様々な業務を行っている。そのうちの 하나가、一時保護業務であり、子どもを一時保護所への入所させる場合と、外部の養育家庭等へ一時保護を委託する場合がある。今回検討していくのは、そのなかでも一時保護所へ入所するケースについてである。

3. 一時保護の現状

(1) 保護を要する場合

保護する期間は原則として2か月以内と決められている²が、延長することも可能である。それゆえ在所期間は各保護所と子どもによってまちまちであり、長い場合半年以上が経過するケースも存在する。保護される対象は2歳から18歳未満と決められている。2歳未満の乳幼児は入所が困難のため、外部に委託し保護される場合が考えられる。

保護される場合は①緊急保護、②行動観察、③短期入所指導の3つがあり³、理由は大きく4つある。1つ目に家庭生活が困難であることである。保護者の死亡や病気、逮捕、家出によるものが主な理由である。2つ目は、子どもの安全の確保のためである。虐待や家庭内暴力等により子どもの安全が脅かされている、また脅かされる恐れがあり保護による状況把握が必要な場合がこれにあたる。3つ目は、子ども自身が家出や迷子によって帰る家がないことである。歌舞伎町のいわゆる東横キッズの問題やSNSのトラブルもあると考えられる。4つ目が子ども自身の非行や家庭内暴力がある場合である。

これらのなかでも保護される内訳として最も大きい要因は保護者による虐待である。厚生労働省の統計⁴によると、約半数は虐待であるとされている。虐待にもさまざまなあり、近年は心理的虐待が増加しているといわれている。全国の児童相談所

¹ 全国児童相談所一覧（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/zisouichiran.html（2023年1月18日閲覧）

² 児童相談所運営指針 第5章、第1節2の(2)

³ 児童相談所運営指針 第5章、第1節1

⁴ 「令和3年度 児童虐待対応件数速報値」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000863297.pdf>、「要保護児童の社会擁護に関する実態調査・結果に基づく勧告」令和2年12月15日（総務省 報道資料）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_021215000146022.html#kekkahoukoku

による児童虐待の相談対応件数、及び全国の児童相談所によって保護された子どもの数の推移を見るとどちらも同じような増加傾向にある。平成から令和にかけて常時右肩上がりに増加し続けていることがうかがえる。これは心理的虐待が増加したことに加えて、近年児童虐待の相談窓口が普及したことで、相談や通告がしやすくなったのではないかとされている。虐待への対応があつて初めて数えるものであり、表面化したものが増加したということである。つまり、単純に日本全国で児童虐待が増加したと結論付けることができないことは注意が必要であると考えた。

(2) 一時保護の流れ

次に、実際に一時保護される場合の流れを見ていきたいと思う。まず、近隣や本人、病院や学校などからの通告が警察や児童相談所に届く。それを受けて緊急受理会議を行い、48時間以内に子供の安全確認を行う。同時に調査を行い、子どもや家族の基本情報や連絡先、問題の事実を確かめる。それに基づいて子どもは一時保護され、その間にも今後に向けての調査が行われる。社会診断・心理診断・医学診断・行動診断がこれにあたる。一時保護所内の態度や生活は行動診断にあたる。最後は各種診断などに基づいて、援助方針を検討し、子どもは退所に至るという流れである⁵。

(3) 一時保護所の生活⁶

一時保護所内の生活は、調べてもあまり公的な資料としては明記されておらず、慎泰俊は著書『ルポ児童相談所』で、保護所によって地域差があり、環境は大きく異なることを繰り返し指摘している⁷。

慎は、様々な証言を受けてまとめた子どもたちの生活環境は、窮屈なものであるとしている。私物の持ち込みはできず、スマホなどで友人や家族と自由に連絡を取ることが許されない。一般的に、幼児と学齢児童で生活の場はわかれていて、男女間の交流もほとんどない。学齢期の子は集団で生活し、高校生や非行が過ぎる子、性的な問題を抱える子は個別で一人の日課に合わせて生活していることが多い。集団では1部屋4～7人程度で午前7時に起床し21時には消灯する生活である。多種多様な傾向の子が共同生活をするため、トラブルは絶えず、公平性を保つために一律の規則がたくさんあり、子どもたちの情報交換、性的な問題、無断外出や自傷

⁵ 「みんなの力で防ごう児童虐待～虐待相談のあらまし～2022年版」(東京福祉保健局)
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/jicen/others/insatsu.files/2022minna.pdf>) (2023年1月18日閲覧)

⁶ 慎泰俊 (2017) 『ルポ児童相談所』ちくま新書 pp,79~83

⁷ 慎泰俊 (2017) 『ルポ児童相談所』ちくま新書 p,9

行為が起こらないようにしている。また、保護されている間は学校に通えないことが共通する大きな特徴であるとしている。

4. 一時保護所の課題

前章までの現状を踏まえて一時保護所の課題を考え、大きく4つに分類した。

(1) 各所と保護者との関係構築

子どもを保護した後は保護者や子どもと話し合いをしながら、この先についての方針を決めていく必要がある。もちろん保護者の同意があって保護する場合もあるが、同意なく保護しなくてはならない場合も存在する。その場合、保護者は同意していないため、児相に良い印象を持っていないことが十分に考えられる。

児童相談所には、はじめに簡単に指摘したように様々な役割があり、相談に乗るなど支援する業務もある一方で、一時保護のような親子関係に介入する強い権限を行使するような業務もある。それらを行うのがそれぞれ別の人間であってとしても、第三者からすればおなじ「児相職員」であることが、保護者との関係構築を困難にさせているのではないかと考えた。また社会的擁護や施設などとの連携がとれない結果、子どもの行く先が決まらないことや、他に移送してもうまくいかずに戻ってきてしまう可能性も考えられる。

親子や関係機関の意見の不一致は、子どもの入所期間の長期化をもたらす。子どもにとっては落ち着かない先の見通せない生活が続くことでもあり、最善の選択にはならないと考えた。スピーディーな処遇を行うためには、各所との連携と保護者との信頼関係の構築が課題になるのではないかと考えた。

これについては2022年6月に児童福祉法が改正され、新たに「司法審査」という制度が導入されることが決まっている⁸。児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設けるものである。家庭裁判所が加わることで、児童相談所が親からの反発をおそれて一時保護をためらうケースを減らすこと、裁判所が必要性を判断することで速やかな保護につなげるとともに、親の理解もより得やすくなる効果が期待できるとされている。

⁸ 令和4年6月に成立した改正児童福祉法について（厚生労働省ホームページ）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouhukushihou_kaisei.html) (2023年1月18日閲覧)

(2) 入所児童への柔軟な個別対応の困難さ

3章(1)で指摘したように、一言で「保護する必要がある子ども」と言っても、実際には様々な理由で子供たちは入所してくる。男女混合であり、2歳から18歳未満という幅広い年齢層であり、非行児も被虐待児も障害児も入所してくる。自傷癖のある子、発達障害のある子、愛着が形成されていない子など、様々な傾向の子供たちの集団が24時間生活を共にすることから様々なトラブルが起きやすい一方で、彼らを限られた数の職員で見て行動観察もする必要のある難しさがある。

そのため公平性と平等を保ちながら生活するためには、規律が必要になる。一方で、すべての子どもに同一のルールを示すことは、適切ではないともいえる。子どもにとっても理不尽だと思ふ決まりもあるのではないか。保護所としては、個々に対応した方が子どもにとっても今度の処遇にとっても有効であることも多いはずだが、少人数の職員が子どもをみるためには、柔軟な対応をとることができないというのが現実であるように思える。

(3) 一時保護所が落ち着かない閉鎖空間であること

一時保護所はあくまでも一時的に生活する場である。したがって構成員は日々入れ替わり、そのたびに子供たち間のヒエラルキーや配慮事項も変化していく。子どもたちは、環境が変化することに敏感で、自分の先が見通せないことによって不安定になりがちである。職員もまた、その日のケースを処理することに精一杯になってしまう問題が生じているのではないかと推測した。

3章(3)で指摘するような、持ち物が厳密に管理され、トイレや就寝時も細かいルールが決められ、日課が決められ毎秒時間に縛られる生活は、子どもたちにとっては窮屈なものになっていると推測できる。一律の規則に従って生活し配慮に期待できない環境であるのは、彼らが普段は通っている学校のようなものかもしれないが、不安定な子どもたちが寝食をともにし24時間誰も知らない他人と生活している以上、学校とは言い難い環境と言える。

(4) 学力の低下

入所中の子供たちが学校に通うことができないのは指摘したとおりである。閉じ込められているわけではなく、安全上の問題で子どもたちだけの外出が許されないことが理由である。したがって、その間の学習は大幅に遅れる。入所中も学習時間は確保されるが、学校教育を補えるものではないと考えられる。入所が長期化すると、それに比例し学力の低下も顕著になることに加え、学校に戻りにくくなる弊害も生じるのではないかと考えた。また、一時保護している子供の中には年齢相応の学力が身につけてい

ない子どもが多くいることが指摘されている⁹。その子への支援の在り方は課題である。一部の保護所では教えることを専門とする学習担当の先生を雇ったり、大学生ボランティアに来てもらったりしているところもあるようだ。

5. まとめ

保護所に来た子供たちは前述したように一定期間そこで生活をした後、処遇が行われる。大体が①家庭に戻る場合、②病院に移る場合、③社会的擁護に入る場合に分けられる。家庭に戻るといっても、保護される前に住んでいた家に帰る子どももいれば、親戚や離婚して別で暮らしていたもう片方の親と暮らしてみる子供もいる。なにがその子に一番合った処遇なのか短期間で適切に判断していくことが重要である。

児童相談所と一時保護所は、近年の相談件数・保護件数の増大と、一部一時保護所の定員超過によって、職員の負担が増えていると考えられる。また、保護所はあくまでも「一時」保護を目的とするにすぎず、子どもが育つには十分な環境ではないと考えた。安全な場所にいるはずの子どもが「家に帰りたい」と願ってしまう背景には、子どもの保障してほしい自由や安心安全と、児童相談所や一時保護所が考える子どもの安全の確保の間に溝が生まれているからではないか。これからも各所が連携し、子どもが安心して過ごせる居場所を確保するための迅速な対応が必要である。

⁹ 児童相談所運営指針 5章第3節3の(7)